

# 市民税・県民税の申告と 申告は **所得税の確定申告** 期間内に

**申告期間は、2月18日(月)～3月15日(金)**

市民税・県民税の申告は、平成31年1月1日現在、市内にお住まいで、前年中に所得があった方に義務付けられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告は期間内に忘れずにお済ませください。

なお、市のホームページで、市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます。

## 市民税・県民税の申告

### ■申告が必要な方

平成31年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の確定申告をした方は不要です。

#### ◆給与所得者

①勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方（市への提出の有無は勤務先にご確認ください。パート、アルバイトなども含まれます）

②給与所得以外に所得がある方（営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方）

#### ◆給与所得者以外の方

①所得税が課税になる所得金額に達しない営業、農業、不動産、雑（公的年金を含む）などの所得がある方

②公的年金の所得者で、扶養、社会保険料、生命保険料、医療費などの所得控除を受ける方

※収入が無い方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、国民年金保険料の免除申請、保育所の入所手続きなどに、所得の証明書が必要となる場合があります

※狭山市に住所が無い方で、市内で事業を営んでいる方や住居を有し

## 所得税の確定申告

確定申告をすることで、所得税を納付する場合と還付される場合があります。

### ■申告が必要な方

次のいずれかに該当する方です。

#### ◆給与所得者

- ①勤務先で年末調整を受けていない方（途中退職した方を含む）
- ②か所以上から給与の支払いを受けている方（前職分を含んで年末調整をした方を除く）
- ③年収が2千万円を超えている方
- ④給与所得以外の所得が20万円を超えている方
- ⑤雑損・医療費・寄附金・住宅借入金等特別控除などを受ける方

## 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が変わります

### ◆配偶者控除

申告者の合計所得金額に応じ、控除額が異なります。なお、申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用はありません。

ただし、同一生計配偶者（生計を一にする合計所得金額が38万円以下の配偶者）が障害者手帳をお持ちの場合には、申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合でも、障害者控除の適用があります。

### ◆配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は38万円超123万円以下となり、申告者の合計所得金額により控除額が異なります。なお、申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者特別控除の適用はありません。

### ■確定申告は所沢税務署へ

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページの申告書等作成コーナーを利用し、ご自身で作成の上、

### ◆給与所得者以外の方

①営業、農業、不動産、雑（公的年金を含む）などの所得が所得控除を超えている方

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、ほかの所得の金額が20万円以下の場合には、確定申告書を提出しなくてもよいことになっています。ただし、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方には適用されません

②土地、建物、株式、先物取引などの分離所得がある方

## 65歳以上の方向けに出張申告を実施

実施日	受付会場	受付時間
1月29日(火)	奥富公民館	10時～15時
1月31日(木)	水野公民館	
2月 1日(金)	広瀬公民館	
2月 4日(月)	堀兼公民館	
2月 5日(火)	狭山台公民館	
2月 7日(木)	新狭山公民館	
2月 8日(金)	水富公民館	
2月12日(火)	柏原公民館	
2月14日(木)	入曽公民館	

※提出できる申告の種類は、市役所会場と同じです。会場には、申告者用の駐車場はありませんので、ご注意ください

### ■市役所で申告を受け付け

市役所会場では、パソコンを使って申告書を作成しますので、事前に申告用紙を入手する必要があります。なお、医療費控除などの申告には、事前に明細書の作成をお願いいたします。

受付日時 2月18日(月)～3月15日(金) 9時～15時(土・日曜日を除く。ただし、3月2・9日の土曜日は申告を受け付けます。提出できる申告の種類は平日と同じです) 会場 市役所6階会議室 提出でき

郵送か持参で所沢税務署(〒359-8601 所沢市並木1-7)へ提出してください。  
受付日時 2月18日(月)～3月15日(金) 9時～16時(土・日曜日を除く。ただし、2月24日、3月3日の日曜日は申告を受け付けます)  
※会場が混雑している場合には、申告の受け付けを早めに締め切る場合がございます

### ■税理士による無料税務相談

年収600万円以下の給与・年金所得者で、医療費控除を受けた方や途中退職した方に、無料で申告相談と申告書作成を行います。

相談期間 2月1日(金)～15日(金)(土・日曜日、祝日を除く) ※相談場所などは申し込みのときに案内します  
申込み 関東信越税理士会所沢支部(平日の10時～12時と14時～16時) ☎29933-0822

### 【問合せ】

市民税・県民税に関すること 市民税課へ内線1091  
所得税に関すること 所沢税務署へ ☎29933-9111(自動音声に従って要件をお選びください)

## 市民税・県民税の申告や確定申告に必要なもの

- (1) 印鑑、筆記用具
- (2) マイナンバーカード(または通知カードと身分確認書類)
- (3) 平成30年中の収入金額が分かる資料  
源泉徴収票、支払調書など
- (4) 各種控除に必要な資料  
▼平成30年中に支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書、または納付済額のお知らせ(平成29年分から、年金天引き額を除く額のお知らせとなります)  
▼国民年金保険料の支払い証明書  
▼領収書  
▼生命保険料、地震保険料などの控除証明書  
▼障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- (5) 医療費控除を受ける方  
▼個人や病院ごとにまとめた明細書  
▼平成30年中の支払いに対して、保険金などで補てんされた金額(今後、支払われるものも含む)の分かるもの
- (6) 所得税の還付申告をする方  
▼申告者名義の預貯金通帳など(支店名、口座番号が分かるもの)